

(農林水産委員会)

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)

(衆議院送付)要旨

本法律案は、昨年以来の食品に関する事件の相次ぐ発生を背景として、食品についての安全性・信頼性の確保や品質管理の徹底に対する社会的要請が一層の高まりを見せていることから、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の廃止期限を五年間延長し、平成二十五年六月三十日までとする。
- 二、試験研究計画の認定制度及び認定を受けた法人に対する税制の特例措置を廃止することとする。
- 三、株式会社日本政策金融公庫法が施行され、農林漁業金融公庫が株式会社日本政策金融公庫に統合されることに伴う所要の規定の整備を行うこととする。
- 四、この法律は、平成二十年七月一日から施行することとする。ただし、一については公布の日から、三については平成二十年十月一日から施行することとする。